意見書案第 10 号

玄海原発の再稼働に反対する意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を求める。

平成26年6月24日提出

提 出 者 中間市議会議員 田 口 澄 雄

賛成者 "青木孝子

玄海原発の再稼働に反対する意見書

福島第一原発の放射能汚染水処理の問題は、日々異常な数値を更新し続けて、 もはやその収束は困難であることが明白となってまいりました。

そして、日本全国に設置された原発については、早急に廃炉にすることが、 多くの国民の声となっています。

大飯原発の運転差し止め裁判での判決は、この国民の声が正論であることを 証明しています。

ところが政府は、このような状態を放置したまま、新たな「安全神話」とでも言うべき、原発をエネルギーの「ベースロード電源」と位置づけたエネルギー基本計画を策定し発表し、原発の再稼働と海外への輸出を策動しています。

九州電力管内では、鹿児島県の川内原発の再稼働を手始めに、玄海原発についても再稼働の動きです。

すでに、昨年7月12日には、原子力規制委員会に対し、玄海原発3号機4号機の「新規制基準」への適合審査を求める申請を行いました。

また、現在その審査が行われていますが、原子力規制委員会の「新規制基準」には、事故時の汚染水や地下水対策の対応もなく、避難計画の有無も再稼働のための審査要件とはなっていません。

そのため原発所在地の玄海町でも、住民の避難は自家用車を基本とし、それ以外の住民は町や県の車を利用するとしていますが、その数は不明、避難先の小城市への避難想定数も不明という状況です。

そもそも、玄海原発は、国内に存在する原発の中では、老朽化が激しく最も 脆弱だといわれる原発です。

事故による緊急冷却時には、原子炉圧力容器の破損の危険性が指摘されていますし、3号機にいたっては、最も危険で汚いとされるプルサーマル運転の原子炉です。

また、玄海原発で、事故が起こった際には、偏西風のため、放射能の拡散が、 日本全体にもたらされるといわれています。このことは、原発周辺からの風船 プロジェクトによっても、実証されています。

私たちは、このような危険な原発をこれ以上存続させるわけにはまいりません。ましてや再稼働にいたっては論外です。

福岡県と政府は、県民・国民の総意として佐賀県及び九州電力に対して、「原発の再稼働を認めないよう」申し入れるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月24日

中間市議会